

平成 28 年 度

行政監査及び財政援助団体等監査
結果報告書

平成 28 年 12 月 26 日

北見市監査委員

平成 28 年度 行政監査及び財政援助団体等監査結果

第 1 監査対象団体の選定

1 行政監査

公の施設の管理・運営を行っている指定管理者のうち地区住民センターの役割を果たしているものから抽出選定した。

2 財政援助団体等監査

北見市から運営費、事業費に係る財政的援助等を受けた団体について、全ての部局から抽出選定した。

第 2 監査対象団体等の名称

1 行政監査

- (1) 相内ひだまり会 (市民環境部)

北見市相内地区住民センター管理業務

- (2) 緋牛内農村生活センター運営委員会 (端野総合支所)

緋牛内農村生活センター管理業務

- (3) 常呂町日吉町内会 (常呂総合支所)

北見市日吉会館管理業務

- (4) 有限会社 スズキ (留辺蘂総合支所)

北見市留辺蘂町民会館、北見市留辺蘂西区住民センター管理業務

2 財政援助団体等監査

- (1) 北見市北見自治会連合会 (市民環境部)

北見自治会連合会町内会活性化対策補助金

- (2) 社会福祉法人 北見市社会福祉協議会 (保健福祉部)

平成 27 年度みんなのふれあい福祉ショップ「テルベ」運営補助金

- (3) 北見市観光協会連絡協議会 (商工観光部)

北見市観光協会連絡協議会補助金

- (4) 端野地域防犯協会 (端野総合支所)

端野地域防犯協会補助金

- (5) ところふるさとまつり実行委員会 (常呂総合支所)

ところふるさとまつり補助金

- (6) 第 48 回るべしべ夏まつり実行委員会 (留辺蘂総合支所)

第 48 回るべしべ夏まつり補助金

- (7) 北見市特別支援教育研究会 (学校教育部)
北見市特別支援教育研究会補助金
- (8) 北見カーリング協会 (社会教育部)
北見カーリング協会事業費補助金

第3 監査の範囲

1 行政監査

平成27年度に指定管理を行わせている公の施設の管理並びに関連する事務

2 財政援助団体等監査

平成27年度の財政的援助に係る出納及び関連する事務

第4 監査の期間

平成28年10月19日(水)から平成28年12月20日(火)まで

第5 監査の主眼

各団体等に対し支出された公金(協定額、補助金)が交付目的に従って適正かつ効率的に執行されているか、また、指定管理及び財政的援助に係る出納経理が適正に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

1 行政監査

(1) 所管部

- ・指定管理に係る一連の事務手続き
- ・指定管理者に対する調査、指示状況

(2) 指定管理者

- ・協定等に基づく義務の履行状況
- ・利用料金制度を採用している場合の料金収納事務手続き
- ・施設の管理に係る会計経理と他事業との会計区分

2 財政援助団体等監査

(1) 所管部

- ・団体に対する指導監督状況
- ・補助金等交付に係る一連の支出事務手続き
- ・当該補助金の見直し状況等

(2) 団体

- ・交付目的を踏まえた事務事業の執行状況
- ・出納簿等関係帳票及び領収書等の書類整備、記録、保存状況

- ・会計経理上の責任体制と内部けん制状況
- ・規約等の整備及び内部監査の実施状況

第6 監査の方法

1 行政監査

指定管理者の募集から指定までの一連の書類をはじめ指定管理関係書類、指定管理者に係る出納関係帳簿の提出を求め審査を行うとともに、所管部の担当職員から説明を聴取した。

2 財政援助団体等監査

補助金等交付申請書及び実績報告書等の一連の書類をはじめ、予算書、決算書、出納簿など収入・支出等関係書類の提出を求め審査を行うとともに、所管部の担当職員から説明を聴取した。

第7 監査の結果

監査を実施した結果、出納その他関連する事務について、一部に基本的な事務手続の誤りが散見され、中にはそれが長年にわたり見直されることなく、慣例化しているものも見られたので、それぞれ必要な措置を講じ、対象とならなかったその他の指定管理及び補助金等についても適正な事務を行うよう今後の事務に万全を期すること。

各団体の指定管理者に係る概要及び補助対象事業並びに監査結果及び意見は、次のとおりである。

1 行政監査

(1) 相内ひだまり会

北見市相内地区住民センター管理業務

ア 指定期間について

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

イ 指定管理者が行う主な管理業務について

(ア) 施設の利用に関すること

(イ) 施設の維持及び管理に関すること

(ウ) (ア) (イ) に付随する業務

ウ 平成27年度の協定額等について

協定額	利用料金収入額
1,872,680 円	770,680 円

[結果と意見]

- ・緊急時対策、防犯・防災対策等のマニュアルが作成されていない。
- ・清掃員等に係る就業・給与等の規程や経理規程が整備されていない。
- ・金銭出納簿、請求書、領収書等の会計書類が適正に保管されていない。
- ・指定管理者から提出された検証表の内容を調査・確認しないまま、検証結果として指定管理者選定委員会に報告していた。
- ・四半期ごとの自主事業の報告、収支状況の報告を求めている。
- ・予算の流用にあたって協議簿等を作成していない。
- ・再度、条例・規則はもとより、事務処理要綱及び運用の手引きを確認するとともに、指定管理者に係る規約、協定書、管理仕様書等の内容を検証し、早急な事務改善が図られるよう指導の徹底を求める。

(2) 緋牛内農村生活センター運営委員会

緋牛内農村生活センター管理業務

ア 指定期間について

平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

イ 指定管理者が行う主な管理業務について

(ア) 利用許可その他センターの利用に関する業務

(イ) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(ウ) (ア) (イ) のほか、センターの運営に関して市長が必要と認める業務

ウ 平成 27 年度の協定額等について

協定額	利用料金収入額
450,712 円	121,180 円

[結果と意見]

- ・利用料金等について、市と協議を行わないまま条例で定める上限額を適用していた。
- ・指定管理者に示す仕様書に必要な管理項目や勤務体制・業務内容が記載されていない。

- ・指定管理者の経理規程等が策定されていない。
- ・公募時、基本的活動内容を証する資料の提出を義務付けていない。
- ・条例、規則はもとより事務処理要綱及び運用の手引きを再度確認し、適正な事務執行を徹底されたい。

(3) 常呂町日吉町内会

北見市日吉会館管理業務

ア 指定期間について

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

イ 指定管理者が行う主な管理業務について

(ア) 利用許可その他会館の利用に関する業務

(イ) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(ウ) (ア) (イ) のほか、会館の運営に関して市長が必要と認める業務

ウ 平成 27 年度の協定額等について

協定額	利用料金収入額
414,950 円	26,940 円

[結果と意見]

- ・管理状況報告の提出を求めている。
- ・指定管理者の経理規程等が策定されておらず、選定委員会時には示されていた清掃、特別清掃等が仕様書に記載されていない。
- ・利用申請の手続きが利用簿ではなく、利用日誌で処理されていた。また利用許可書も発行されていない。
- ・条例、規則はもとより事務処理要綱及び運用の手引きを再度確認し、適正な事務執行を徹底されたい。

(4) 有限会社 スズキ

北見市留辺蘂町民会館、北見市留辺蘂西区住民センター管理業務

ア 指定期間について

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

イ 指定管理者が行う主な管理業務について

(ア) 利用許可その他施設の利用に関する業務

(イ) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(ウ) 施設の運営に関して市長が必要と認める業務

ウ 平成 27 年度の協定額等について

協定額	利用料金収入額
3,834,158 円	3,362,380 円

[結果と意見]

- ・市の承認を受けるべき事務処理業務で承認を受けていないものがあつた。
- ・実施状況報告書の記載で積算の誤りや、毎月払いの委託経費が年度末に一括計上されていた。
- ・協定書等で求めている利用者アンケートを実施していない。また経理規程も策定されていない。
- ・協定額の精算方法の変更に係る記録の不備、協議簿の未作成及び利用料金減免申請手続等の事務処理が適正に行われていなかった。
- ・再度、条例、規則はもとより、指定管理に係る事務処理要綱、運用の手引きを確認するとともに、協定書、管理仕様書等の内容を検証し、早急な事務改善が図られるよう指導を徹底されたい。

2 財政援助団体等監査

(1) 北見市北見自治会連合会

北見自治会連合会町内会活性化対策補助金

ア 当該事業の目的について

町内会の加入率低下に歯止めをかけ、町内会加入を促進し、さらなる住民自治の推進を図るため。

イ 平成 27 年度の主な事業について

町内会マニュアル（作成）配布事業、町内会意識調査事業（アンケート等印刷・配布・回収）、アパート・マンション入居者への加入促進事業（チラシ作成）

ウ 平成 27 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
1,446,127 円 (うち市補助金 933,130 円)	1,446,127 円	0 円

[結果と意見]

- ・概ね適正な事務処理が行われている。
- ・事業の成果については、長期的な視点で継続的な検証に努められたい。

(2) 社会福祉法人 北見市社会福祉協議会

平成 27 年度みんなのふれあい福祉ショップ「テルベ」運営補助金

ア 当該事業の目的について

障がい者支援施設等の授産品の安定的な売り場確保のため、売り場の運営維持を図ることを目的とし、運営費の一部に対して補助金を交付する。

イ 平成 27 年度の主な事業について

福祉施設、作業所製品の販売を通してノーマライゼーション理念の普及を図るため、みんなのふれあい福祉ショップ「テルベ」を運営する。

ウ 平成 27 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
3,809,163 円 (うち市補助金 3,000,000 円)	3,809,163 円	0 円

[結果と意見]

- ・対象事業の補助金額に影響を及ぼすものではないが、分担金収入と歳出の電子マネー通信費等が相殺されて出納簿に記載されていたので、収入・支出を明確にした経理事務を行うよう指導されたい。
- ・補助金等交付概算払の決裁区分の誤りがみられたので、適正な事務処理に努められたい。

(3) 北見市観光協会連絡協議会

北見市観光協会連絡協議会補助金

ア 当該事業の目的について

北見市内の各観光協会等が連携し、コンベンションの誘致及び支援を積極的に行うことにより、北見市のコンベンション都市づくりを推進する。

イ 平成 27 年度の主な事業について

- (ア) コンベンション誘致のための広報宣伝
- (イ) コンベンション誘致に係る情報収集
- (ウ) コンベンション開催に係る支援
- (エ) 北海道コンベンション誘致推進協議会としての活動
- (オ) 受入体制の整備・充実

ウ 平成 27 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
3,099,485 円 (うち市補助金 2,800,000 円)	3,099,485 円	0 円

[結果と意見]

- ・対象事業の補助金額に、影響を及ぼすものではないが、補助対象外経費としているものを対象経費としていた。補助金交付申請書及び実績報告書の内容を十分確認した上で、補助金の決定・確定に努められたい。
- ・関連団体への負担金を補助対象としていたが、実績報告書に決算書等関連帳票の添付がなかった。
- ・継続的に補助を行っている事業であるため、補助目的や補助範囲を明確にし、補助要綱の作成や団体の会計規程などの策定に向けて指導されたい。

(4) 端野地域防犯協会

端野地域防犯協会補助金

ア 当該事業の目的について

犯罪のない安心・安全なまちづくり

イ 平成 27 年度の主な事業について

防犯思想の普及啓発、青少年の非行防止・健全育成、犯罪の予防・自衛防犯活動の推進

ウ 平成 27 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
404,066 円 (うち市補助金 207,318 円)	404,066 円	0 円

[結果と意見]

- ・補助金等交付収支精算書において、支出予定経費を支出済額に含め記載していた。
- ・関連団体への負担金を補助対象としていたが、実績報告書に決算書等関連帳票の添付がなかった。
- ・補助金等交付概算払の決裁区分の誤りがみられたので、適正な事務処理に努められたい。
- ・補助団体の事務を行うにあたり条例に基づき必要な手続きを行われたい。

(5) ところふるさとまつり実行委員会

ところふるさとまつり補助金

ア 当該事業の目的について

イベント等の開催によって、集客の増加や商業における経済効果を促す。

イ 平成 27 年度の主な事業について

ところふるさとまつりとして、ステージショー・花火大会・盆踊りなど各種イベントの実施。

ウ 平成 27 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
4,300,038 円 (うち市補助金 3,273,756 円)	4,300,038 円	0 円

[結果と意見]

- ・継続的に補助を行っている事業であるため、会計規程等の策定に向けて指導されたい。
- ・補助対象外経費に係る支出内訳書が添付されていない。
- ・旅費に係る計算書・内訳書の添付がされていない。
- ・補助金等交付概算払の決裁区分の誤りがみられたので、適正な事務処理に努められたい。

(6) 第 48 回るべしべ夏まつり実行委員会

第 48 回るべしべ夏まつり補助金

ア 当該事業の目的について

地域住民が故郷に帰省する子弟と共にお盆の一時を楽しんでもらうため、るべしべ大通商店街が結束して、人々が集い賑わう場として「るべしべ夏まつり」を開催し、日頃の地域住民への恩返しと、さらなる地域商店街の振興を図る。

イ 平成 27 年度の主な事業について

第 48 回るべしべ夏まつりとして、歩行者天国・七夕飾り・縁日・消防団 PR 活動・子供ビンゴ大会・ステージ行事・吹奏楽団演奏会・盆踊り・YOSAKOI ソーラン・花火大会など各種イベントの実施。

ウ 平成 27 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
3,021,308 円 (うち市補助金 1,665,000 円)	3,021,308 円	0 円

[結果と意見]

- ・継続的に補助を行っている事業であるため、補助目的や補助範囲を明確にし、補助要綱の作成や団体の会計規程等の策定に向けて指導されたい。
- ・団体の規約と相違する期間での決算が行われていた。
- ・納品書・請求書等の宛名が相違しているものがあった。
- ・補助金等交付概算払の決裁区分の誤りがみられたので、適正な事務処理に努められたい。
- ・再度、補助金交付申請書及び実績報告書の内容を十分確認した上で、補助金の決定・確定に努められたい。

(7) 北見市特別支援教育研究会

北見市特別支援教育研究会補助金

ア 当該事業の目的について

特別支援教育の実践研究を通し、会員相互の研修と見識の向上に努め、特別支援教育の振興を図る。

イ 平成 27 年度の主な事業について

- (ア) 特別支援教育に関する研究会、講習会などの開催
- (イ) 研究活動の連絡連携など
- (ウ) 特別支援教育資料の収集、交換など

ウ 平成 27 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
702,044 円 (うち市補助金 495,000 円)	702,044 円	0 円

[結果と意見]

- ・継続的に補助を行っている事業であるため、補助目的や補助範囲を明確にし、補助要綱の作成や団体の会計規程等の策定に向けて指導されたい。
- ・関連団体への負担金を補助対象としていたが、実績報告書に決算書等関連帳票の添付がなかった。

- ・補助金等交付概算払の決裁区分の誤りがみられたので、適正な事務処理に努められたい。

(8) 北見カーリング協会

北見カーリング協会事業費補助金

ア 当該事業の目的について

河西建設カーリング場の運営及びカーリング教室の継続によるカーリング振興のため

イ 平成 27 年度の主な事業について

北見カーリング協会事業費にかかる経費の一部補助

ウ 平成 27 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
4,449,493 円 (うち市補助 3,349,493 円)	4,449,493 円	0 円

[結果と意見]

- ・団体の会計規程等の整備とともに帳票の整備等、適切な事務執行について指導されたい。
- ・納品書・請求書の宛名が相違しているものがあつた。
- ・継続的に補助を行っている事業であるため、補助目的や補助範囲を明確にした補助要綱を作成されたい。
- ・補助金等交付概算払の決裁区分の誤りがみられたので、適正な事務処理に努められたい。
- ・補助金交付申請及び実績報告時に必要書類の添付漏れ、集計誤り等があつた。
- ・再度、北見市補助金等交付規則及び同取扱要領を十分に理解し、適正な事務執行を徹底されたい。

第 8 意 見

事業等の執行に当たって、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の順守などについて、従前から幾度となく指摘をしてきたが、今回の監査においても、趣旨・目的といった当該制度や事業に対する、管理職を含めた日常業務を実施する全ての職員の根本的な理解が十分でないために、個々の事務の理解も表面的なものとなり、事務が形式化、形骸化しつつある状況が伺われる。

このことは、なぜ・どうして、などの上司や同僚によるチェック体制や別の部局による監視などの内部けん制機能が働いておらず、不適正な事務処理の改善や法令順守の徹底、新たな課題への対応等に繋がらない組織体制となっている。

こういった状況が高じると、事務の機能不全や非効率が生じ、ひいては制度、さらには事業自体の効果を低減する恐れがある。貴重な公金を投入しながら、公益その他の事業効果を十分に得られない事態は、厳に慎まれなければならない。

市においては再度、所管する制度・事業の趣旨・目的まで踏まえた理解に努め、個々の事務の過誤や不都合性等に対し、適時、適切にチェック・修正が行えるよう、個々の能力の向上と内部統制が働く組織体制の構築を求めるものである。

行政監査として実施した指定管理者制度においては、地方自治法により指定管理者施設に対するモニタリングが規定されており、指定管理者は事業報告書を作成するために、必要な自己点検を日常的に実施することが求められている。

また、設置者は事業報告の提出を受けるのみならず、施設管理の適正を期すため、指定管理者に対して、随時、管理業務・経理の状況に関し報告を求め、実地調査や必要な指示を行うことができるとされており、本市においても四半期ごとに管理業務の実施状況報告書、毎年度終了後に事業報告書の提出を協定書等に義務づけている。

しかし、事業報告書が管理施設の利用や利用料金の徴収状況に重きがおかれ、指定管理者自身による自己点検に係る評価が的確に行われておらず、協定書や仕様書、規約に規定されている事項が見過ごされ、管理業務の具体的な水準の把握ができず、曖昧なまま管理が続けられている。また、施設の設置者においても、例年通りとの思い込みや評価の指標となる管理水準の設定がないことから、提出された事業報告書の詳細な調査・検証を行うことなく、形式的な検証にとどまっております、真のモニタリング・評価の取り組みになっていないのが現状である。

また、市には様々な規模、種類の公の施設があるが、今回行政監査の対象とした住民センターや多目的集会施設も、他の多くの施設と同様に指定管理制度により管理運営されている。これらの施設の管理の大半は、地域の住民組織が担っているが、人口減少、高齢化などにより、指定管理団体としての組織力の維持が年々困難になる中、多岐にわたり責任も重い施設の管理運営業務を行うことが大きな負担になっている団体も少なくない。指定管理制度は、利用者の増加によるインセンティブを指定管理者に付与することで、民間事業者の有するノウハウを活用して、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応し、市民サービスの向上等を図ることを目的に導入された制度である。人口減少等が進行する社会状況に鑑みると、施設利用者が比較的限定され、利用料金収入の増加が期待できない施設

を指定管理制度で管理運営する効果は今後も低減していくと見られる。施設の適切な管理運営の手法は、施設の規模、目的その他様々な要因により自ずと異なるものである。現行の制度にとらわれることなく、今後の管理運営方法について再検討を行うべき時期に来ていると思われる。

また、指定管理者の選定に当たっては、指定管理を担う団体との理解に根ざした、十分な意思疎通を心がけ、公益の実現が当該事業の主たる目的であり、公金を投入する意味であるという認識を共有できるよう努められたい。

監査結果に基づき講じた措置(平成 29 年 11 月 1 日公表)

次のとおり市長及び教育委員会から、平成 28 年度行政監査及び財政援助団体監査結果に基づく措置の通知がありました。

○各団体に係る「監査結果と意見」及び措置結果について

1 行政監査

団 体 名	相内ひだまり会（北見市相内地区住民センター管理業務）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none">・ 緊急時対策、防犯・防災対策等のマニュアルが作成されていない。・ 清掃員等に係る就業・給与等の規程や経理規程が整備されていない。・ 金銭出納簿、請求書、領収書等の会計書類が適正に保管されていない。・ 指定管理者から提出された検証表の内容を調査・確認しないまま、検証結果として指定管理者選定委員会に報告していた。・ 四半期ごとの自主事業の報告、収支状況の報告を求めている。・ 予算の流用にあたって協議簿等を作成していない。・ 再度、条例・規則はもとより、事務処理要綱及び運用の手引きを確認するとともに、指定管理者に係る規約、協定書、管理仕様書等の内容を検証し、早急な事務改善が図られるよう指導の徹底を求める。
措置結果	<ul style="list-style-type: none">・ 緊急時対策、防犯・防災対策等のマニュアルにつきましては、指定管理者に作成するように指導し、平成 28 年度に作成したとの報告を受けております。・ 経理規程につきましては、指定管理者に整備するように指導し、平成 28 年度に作成したとの報告を受けております。・ 金銭出納簿、請求書、領収書等の会計書類につきましては、指定管理者に適正に保管するように指導し、平成 28 年 11 月以降、適正に保管しているとの報告を受けております。・ 今後、指定管理者から提出された検証表の内容を調査・確認し、指定管理者選定委員会に報告してまいります。・ 四半期ごとの自主事業の報告、収支状況の報告につきましては、指定管理者に報告するように求め、平成 28 年度以降、報告を受けております。・ 予算の流用における協議書につきましては、指定管理者に作成するように指導し、平成 28 年度に作成したとの報告を受けております。・ 指定管理者に係る規約、協定書、管理仕様書等の内容を検証し、早急に事務改善するように指定管理者に指導するとともに、今後も適正な管理が行われるように指導の徹底を図ってまいります。

団 体 名	緋牛内農村生活センター運営委員会（緋牛内農村生活センター管理業務）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金等について、市と協議を行わないまま条例で定める上限額を適用していた。 ・指定管理者に示す仕様書に必要な管理項目や勤務体制・業務内容が記載されていない。 ・指定管理者の経理規程等が策定されていない。 ・公募時、基本的活動内容を証する資料の提出を義務付けていない。 ・条例、規則はもとより事務処理要綱及び運用の手引きを再度確認し、適正な事務執行を徹底されたい。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金につきましては、条例改正を行い、平成 29 年度から「別表に定める額」と規定するとともに、平成 29 年度の委託協定書・仕様書の表現内容を訂正いたしました。 ・平成 29 年度の委託協定書・仕様書に管理保守点検等業務内容を追加いたしました。 ・指定管理者に経理規程を策定するよう指導し、平成 29 年度に策定したとの報告を受けております。 ・平成 28 年度の公募時、基本的活動内容を証する資料の提出を義務付けました。 ・条例、規則に加え事務処理要綱及び運用の手引きを再度確認するとともに、これら関係規程等に基づき適正な事務処理を行ってまいります。

団 体 名	常呂町日吉町内会（北見市日吉会館管理業務）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・管理状況報告の提出を求めている。 ・指定管理者の経理規程等が策定されておらず、選定委員会時には示されていた清掃、特別清掃等が仕様書に記載されていない。 ・利用申請の手続きが利用簿ではなく、利用日誌で処理されていた。また利用許可書も発行されていない。 ・条例、規則はもとより事務処理要綱及び運用の手引きを再度確認し、適正な事務執行を徹底されたい。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・実施状況報告書につきましては、指定管理者に提出するよう求め、提出を受けました。 ・指定管理者に経理規程を策定するよう指導し、平成 29 年度に策定したとの報告を受けております。また、仕様書につきましては、清掃及び特別清掃等の内容を加えたものに修正いたしました。 ・利用申請手続きにつきましては、利用簿により行うとともに、利用許可書を発行す

	<p>るよう事務改善について指定管理者に指導いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例、規則に加え事務処理要綱及び運用の手引きを再度確認するとともに、これら関係規程等に基づき適正な事務処理を行ってまいります。
--	---

団 体 名	有限会社 スズキ(北見市留辺薬町民会館、北見市留辺薬西区住民センター管理業務)
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の承認を受けるべき事務処理業務で承認を受けていないものがあった。 ・ 実施状況報告書の記載で積算の誤りや、毎月払いの委託経費が年度末に一括計上されていた。 ・ 協定書等で求めている利用者アンケートを実施していない。また経理規程も策定されていない。 ・ 協定額の積算方法の変更に係る記録の不備、協議簿の未作成及び利用料金減免申請手続等の事務処理が適正に行われていなかった。 ・ 再度、条例、規則はもとより、指定管理に係る事務処理要綱、運用の手引きを確認するとともに、協定書、管理仕様書等の内容を検証し、早急な事務改善が図られるよう指導を徹底されたい。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、市の承認を受けるべき事務処理業務につきましては、市の承認を受けるように指定管理者に指導いたしました。 ・ 既に提出を受けている実施状況報告書につきましては、積算誤りの訂正及び記載方法の改善について指導し、実施状況報告書の再提出を受けました。 ・ 利用者アンケートにつきましては、指定管理者に実施するよう指導し、また経理規程につきましては、平成 29 年度に策定したとの報告を受けております。 ・ 協定書等に変更が生じる際には、協議簿を作成し記録するとともに、利用料金減免申請に係る新たな取扱いを定めました。 ・ 再度、条例、規則に加え事務処理要綱及び運用の手引きを確認するとともに、協定書、管理仕様書等の内容を検証し、早急な対応が可能なものについては改善を図るよう指導を行ってまいります。

2 財政援助団体等監査

団 体 名	北見市北見自治会連合会（北見自治会連合会町内会活性化対策補助金）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概ね適正な事務処理が行われている。 ・ 事業の成果については、長期的な視点で継続的な検証に努められたい。

措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・今後におきましても、関係規程等に基づき適正な事務処理を行ってまいります。 ・事業の成果につきましては、確認を怠ることなく定期的な検証に努めてまいります。
------	--

団体名	社会福祉法人 北見市社会福祉協議会（平成 27 年度みんなのふれあい福祉ショップ「テルベ」運営補助金）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業の補助金額に影響を及ぼすものではないが、分担金収入と歳出の電子マネー通信費等が相殺されて出納簿に記載されていたので、収入・支出を明確にした経理事務を行うよう指導されたい。 ・補助金等交付概算払の決裁区分の誤りがみられたので、適正な事務処理に努められたい。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・相殺前の収入・支出を明確にするために、補助簿等で管理を行うように指導いたしました。 ・補助金等交付概算払の決裁区分の誤りにつきましては、誤りの顛末について別途決裁いたしました。

団体名	北見市観光協会連絡協議会（北見市観光協会連絡協議会補助金）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業の補助金額に、影響を及ぼすものではないが、補助対象外経費としているものを対象経費としていた。補助金交付申請書及び実績報告書の内容を十分確認した上で、補助金の決定・確定に努められたい。 ・関連団体への負担金を補助対象としていたが、実績報告書に決算書等関連帳票の添付がなかった。 ・継続的に補助を行っている事業であるため、補助目的や補助範囲を明確にし、補助要綱の作成や団体の会計規程などの策定に向けて指導されたい。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、補助金交付申請書及び実績報告書の内容を十分確認するとともに、当該団体に対する指導も含め、関係規程等に基づき適正な事務処理を行ってまいります。 ・既に提出を受けている実績報告書につきましては、必要書類の添付漏れを指導し、決算書等関連帳票の提出を受けました。 ・平成 28 年度に北見市観光協会連絡協議会補助金交付要綱を制定いたしました。今後、同要綱に基づき適正な事業を進めてまいります。

団体名	端野地域防犯協会（端野地域防犯協会補助金）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等交付収支精算書において、支出予定経費を支出済額に含めて記載していた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・関連団体への負担金を補助対象としていたが、実績報告書に決算書等関連帳票の添付がなかった。 ・補助金等交付概算払の決裁区分の誤りがみられたので、適正な事務処理に努められたい。 ・補助団体の事務を行うにあたり条例に基づき必要な手続きを行われたい。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等交付収支精算書につきましては、記載誤りが無いように事務処理について指導いたしました。 ・既に提出を受けている実績報告書につきましては、必要書類の添付漏れを指導し、決算書等関連帳票の提出を受けました。 ・補助金等交付概算払の決裁区分の誤りにつきましては、決裁区分を訂正いたしました。 ・補助団体の事務を行うにあたり、関係規程に基づき、必要な事務手続きを行いました。

団体名	ところふるさとまつり実行委員会（ところふるさとまつり補助金）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に補助を行っている事業であるため、会計規程等の策定に向けて指導されたい。 ・補助対象外経費に係る支出内訳書が添付されていない。 ・旅費に係る計算書・内訳書の添付がされていない。 ・補助金等交付概算払の決裁区分の誤りがみられたので、適正な事務処理に努められたい。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・会計規程等を策定するように当該団体に指導いたしました。 ・既に提出を受けている実績報告書につきましては、必要書類の添付漏れを指導し、補助対象外経費に係る支出内訳書の提出を受けました。 ・既に提出を受けている実績報告書につきましては、必要書類の添付漏れを指導し、旅費に係る計算書・内訳書の提出を受けました。 ・今後、関係規程等に基づき適正な事務処理を行ってまいります。

団体名	第48回るべしべ夏まつり実行委員会（第48回るべしべ夏まつり補助金）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に補助を行っている事業であるため、補助目的や補助範囲を明確にし、補助要綱の作成や団体の会計規程の策定に向けて指導されたい。 ・団体の規約と相違する期間での決算が行われていた。 ・納品書・請求書等の宛名が相違しているものがあつた。

	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等交付概算払の決算区分の誤りがみられたので、適正な事務処理に努められたい。 ・再度、補助金交付申請書及び実績報告書の内容を十分確認した上で、補助金の決定・確定に努められたい。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・補助目的や補助範囲が明確となるよう、るべし夏まつり助成金交付要綱を制定いたしました。今後、同要綱に基づき適正な事業を進めてまいります。また、旅費の算定が明確となるよう旅費規程の策定について当該団体に指導し、平成 28 年度に策定したとの報告を受けております。 ・団体の規約と相違する期間での決算が行われていたため、当該団体に指導し、規約を改正したとの報告を受けております。 ・納品書、請求書等の宛名を統一するように当該団体に指導いたしました。 ・今後、関係規程等に基づき適正な事務処理を行ってまいります。 ・再度、補助金交付申請書及び実績報告書の内容を十分確認するとともに、今後とも関係規程等に基づき補助金の決定・確定に努めてまいります。

団体名	北見市特別支援教育研究会（北見市特別支援教育研究会補助金）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に補助を行っている事業であるため、補助目的や補助範囲を明確にし、補助要綱の作成や団体の会計規程等の策定に向けて指導されたい。 ・関連団体への負担金を補助対象としていたが、実績報告書に決算書等関連帳票の添付がなかった。 ・補助金等交付概算払の決算区分の誤りが見られたので、適正な事務処理に努められたい。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な補助対象団体への今後における補助金交付の取り扱いについては、現在、補助要綱を策定しているところです。また、補助団体に対しましては、会計規程の整備を求め、会計支出の基準を明確にするよう指導してまいります。 ・関連団体への負担金に係っては、補助団体から関連団体の総会資料の提出を受けたところであり、今後においては、適正な実績報告となるよう指導してまいります。 ・決算区分の誤りについては、文書管理システムにより訂正したところであり、今後においては、このような誤りを繰り返すことのないよう、適切な事務処理を行ってまいります。

団体名	北見カーリング協会（北見カーリング協会事業費補助金）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の会計規程等の整備とともに帳票の整備等、適切な事務執行について指導され

	<p>たい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品書・請求書の宛名が相違しているものがあった。 ・継続的に補助を行っている事業であるため、補助目的や補助範囲を明確にした補助要綱を作成されたい。 ・補助金等交付概算払の決裁区分の誤りがみられたので、適正な事務処理に努められたい。 ・補助金交付申請及び実績報告時に必要書類の添付漏れ、集計誤り等があった。 ・再度、北見市補助金等交付規則及び同取扱要領を十分に理解し、適正な事務執行を徹底されたい。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・北見市補助金等交付規則取扱要領に基づき、会計規程・帳票の整備等を行い、収支の取り扱いについて指導してまいります。 ・補助金の申請者に合わせた納品書・請求書の宛名とするよう指導してまいります。 ・継続的な補助対象団体への今後における補助金交付の取り扱いについては、現在補助要綱を補助目的や補助範囲を明確にし、策定しているところです。 ・決裁区分が誤っていた顛末の決裁を行い、今後は北見市事務専決規程並びに関係条例等に基づき、適切な事務処理を行ってまいります。 ・北見市補助金等交付規則取扱要領に基き、事業計画書などの添付書類の提出を徹底させるとともに、補助金交付に係る事務に遺漏のないよう適正な管理に努めてまいります。 ・今後は指導された点について重く受け止めるとともに、規則や要領等の理解を十分に深め、適正な事務処理を遂行いたします。